## 平成23年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成23年 5月 18日 (水) 午後 2時 57分 開 会

1. 出席議員

議長 9番 杉 本 邦 雄 議員 1番 津川 均 議員 勲 議員 2番 上 野 敏 夫 議員 3番 高 田 4番 久 保 元 宏 議員 誠 議員 5番 長原 6番 鵜 野 範 之 議員 7番 絵 内 勝 己議員 8番 中村保 夫 議員 10番 渡 辺 敏 昭 議員

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 金 平 嘉 則 君
- 4. 町長の委任を受けて出席した説明員

会計管理者 辻 広治君 副町長 生 沼 篤 司 君 憲 彦 君 茂君 総務課長 神 地域開発課長 横 山 農業振興課長 栗 中 一 弘 君 財政課長 辻 山 典 哉 君 建設課長 保健福祉課長 吉 田 憲 司 君 谷 口 勲 君 山 利 之 君 和風園園長 中 旭寿園園長 浅 野 信 行 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松田 剛君 次長 後藤一昭君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 菅原秀史君 主査 川嶋 智君

# 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

仮議席の指定

会議録署名議員の指名

議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

7

議案第28号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

について

議案第29号 副町長の選任について

議案第30号 教育委員会委員の任命について

## (開 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長) 只今の出席議員数は10人です。定足数に達してますので、本日を以って召集されました平成23年第4回沼田町議会臨時会を開催致します。 これからの本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

## (会議録署名議員の指名)

○議長(杉本邦雄議長)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、上野議員、及び3番、高田議員を指名致します。

## (会期の決定)

○議長(杉本邦雄議長)日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

## (一般議案)

- ○議長(杉本邦雄議長)日程第3、議案第27号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます総務課長。
- ○総務課長(神 憲彦課長)議案第27号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年5月18日提出、町長名でございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に 関する条例(平成14年条例第36号)の一部を次のように改正する。

以下お目通し頂きたいと思いますが、今回の改正につきましては4月30日を持って特別職及び教育長の給与に関する特例条例が失効しましたことから新たに、特別職の給与の引き下げ改定を行うものでございますが、今までは特別職の職員の給与に関する条例と特別職及び教育長の給与に関する特例条例の2本の条例により、特別職の給与の支給を行っていたところです。今回この特例条例を廃止致しまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、給与条例の一元化を図り簡素化

することとしたものでございます。今回の改正によりまして、町長が月額15万円減額168万円に、副町長が月額653千600円減額し、60万5千400円にするものとなっております。なお、23年度の削減額といたしましては、このあと提案をさせていただきます、教育長の分も含めますと460万ほどの削減が図られることとなるものでございます。以上よろしくご審議の程お願い致します。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。
- ○8番(中村保夫議員)議長。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、中村議員。
- ○8番(中村保夫議員)町長が新しくなられまして、初めての出てきた条例案が給与の改正条例ということであります。従前から削減をしたいという意向のようでございました。それはそれで町長の考え方としてはあるのかなと、今までも議会の中でも橋場議員さんあるいは上野議員さんの方から町長給与削減しろと言う意見も議会の中ではありました。そこでちょっとお伺いを致したいんですけれども、町長給与って言うのはいわゆる職務給の部分と、責任給の部分があると言う風に私は思っておりまして、職員については職能給、職務給だけになろうかと思いますけれども、そういった意味で今回のこの削減というものがどの部分を下げるつもりであるのか、と申しますのはですね、私はあの沼田って言うこの町を漁船に例えるとすれば、その漁船の船長と漁猟長を兼務しているのが町長であろうと、船長とか漁猟長は甲板掃除とか、網のお折りたたんだりとかそういった作業はしませんけども、船の安全を守る、あるいはいい港に着けるあるいは漁猟長の仕事としては魚の沢山いるところに連れて行く。それがその船長と漁猟長の仕事であろうと、言う風に思っておりまして、町長も正にそういった仕事を担っている、方であります。

その船長と漁猟長は船員に比べて非常に高い給料をもらっている。それは能力も 去ることながら責任もあるというようなことから、そういった給与体系が取られて いるものだと言う風に思っております。

こうやって削減と言う形でありますけれども、その先程言いました質問ですけれども、職能給の部分を削減をしたのか、あるいは責任給の部分を削減したのかその 点について答弁をお願い致します。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、町長。
- ○町長(金平嘉則町長)ある意味温かいお言葉いただいたんですけれども、職能給、 それから責任給って言うそういった範囲では考えておりませんで、私の今後の4年 間の町政の執行の姿勢として下げたと言う事でご理解いただければと思います。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、中村議員。
- ○8番(中村保夫議員)町長というのは選挙で、選ばれる方と言うような事でそれはあの町民と約束をし、そうやって下げるって言う部分はもちろん思いもあって下

げるんだから良いのかなと言う風に思いますけれども、だったら俺町長だけ下げればいい、副町長とか教育長ってのはそれなりの責務を持ちながら、あるいはある意味辞表を書いていつとも知れない身分に置かれながら、その中で舵取り約を一生懸命やるわけです。選挙で選ばれた人ではない人も巻き込んで下げると言う事は、今後やはり職員給与って言うものも、いやいやトップがこの総額になったのだから、職員もおいちょっと下げようよと、言うような方向に行きはしないかなと。それによるその職員のモチベーション、そういったものが下がることに非常に懸念を感じております。

そういった点をどうやって考えるか教えて頂きたいと思いますし、現在の職員給与の最高額と最高もらってる人でどれぐらいであるのか、それは町長給与と比べて、あるいは副町長給与と比べてどれぐらいの比較なのか、場合によってはその職員の方が、平の職員の方が給料が高いと言う場面も出来するのかなと言う風に思っておりまして、そうであるならばわざわざ職員を辞めてまで副町長になりましょうだとか、教育長になりたいだとか、副町長だとか教育長だとかと言うのは職員にとってのある意味ステータスみたいなところが有りまして、目標として18歳、22歳で町に勤めて以来の目標になっているんではないかなと思うんですけれども、職員を辞めてまでそこにいってもなっていうような、そういった給与体系になりはしないかと心配をしております。以上2点ほどありますけれども、答弁をお願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、町長。

○町長(金平嘉則町長)今回の副町長の給与に関しては前年の特例で定めた給料を そのまま準じております。教育長も同じでございます。下げておりません。

それと職員についても、私は中で職員の給与については基本的には下げない考え 方でおりますし、それから後で総務課長の方からこの副町長なり教育長の給料がで すね、職員より下回る事は、にはなっておりません。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、総務課長。
- ○総務課長(神 憲彦課長)ちなみにですね、職員の場合、特別職に付かない例えば扶養手当、それから管理職手当等の手当が付きます。これらを加えて総額でお話し申し上げますと、大体職員の年数の行った方で大体840万ぐらいが最高額かなということで認識をしております。

ちなみに教育長の年間の支給額でございますけれども、898万です。ですから職員と比較すると50万ほどの差があると言う事でご理解を頂きたいと思います。 〇議長(杉本邦雄議長)はい、中村議員よろしいですか。他にありませんか。ないようですので質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。 はい、中村議員。

○8番(中村保夫議員) 先程質問でも申し上げましたけれども、全体として町長給与として下げたいんだと言う事であります。私は先ほども申し上げましたけれども、

全部を統括する沼田町のトップブレインはやはりそれ相当の給与体系であるべきだ、 そういう風に思っております。

83万そのまま受け取れと言う事はあえて申しませんけれども、私はそれだけの力を発揮してもらいたい、ちゃんと払うから一杯仕事しろと1千万の給料を払うので2千万の仕事をしろと、言うのが私の意見であります。だからこうやってあえてこうやって下げていく条例改正案には私は反対を致します。

○議長(杉本邦雄議長)他に討論ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしのようですので討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第27号は、原案のとおり賛成される方挙手願います。

## (挙手多数)

○議長(杉本邦雄議長)賛成多数により原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長)日程第4、議案第28号。教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます総務課長。

○総務課長(神 憲彦課長)議案第28号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例提出する。平成23年5月18日提出、町長名でございます。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成14年条例第37号)の一部を次のように改正する。以下お目通し頂きたいと思いますが、本議案に付きましても只今議決をいただきました議案第27号と同様、4月30日に特例条例が失効したことから、この機会に特例条例を廃止し、教育委員会教育長の給与等に関する条例を改正して給与の引き下げを行うものとなっております。なお、今回の改正につきましては4月30日を持って失効いたしました条例と同額の月額3万8千700円を減額し、55万5千300円にするものとなっております。よろしくご審議の程をお願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第28号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- ○議長(杉本邦雄議長)日程第5、議案第29号。副町長の選任についてを議題と 致します。提案理由の説明を求めます。はい、町長。
- ○町長(金平嘉則町長)議案第29号、副町長の選任について。本町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めるものであります。

提案の理由と致しましては、現副町長であります生沼篤司氏の退職願が提出されましたので、平成23年5月31日でもって受理することといたしました。その後任につきましては、住所、沼田町旭町3丁目4番68号。生年月日、昭和29年4月22日生まれ。氏名、神憲彦氏をご提案申し上げたいと思います。

略歴につきましては最終学歴は北見工業大学、開発工学科を昭和52年3月に卒業されまして、同年4月沼田町の職員として奉職をいただいております。その後建設課長、地域開発課長、平成21年5月より総務課長をそれぞれ歴任されまして、役場の長い行政経験の中で豊かな識見とそれから職員間の信望も非常に厚い方でありまして、今この厳しい市町村の状況等を踏まえると最も副町長として適任ということでご提案申し上げます。平成23年5月18日提出、沼田町長。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり同意することに異議 ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意 することに決しました。

○議長(杉本邦雄議長)日程第6、議案第30号。教育委員会委員の任命について を議題と致します。提案理由の説明を求めます。はい、町長。 ○町長(金平嘉則町長)議案第30号、養育委員会委員の任命について。本町教育委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

提案の理由と致しましては、この度現教育委員教育長であります松田剛氏から退職願が提出されましたので、平成23年5月31日付けをもって受理することといたしました。その後任につきましては、住所、沼田町本通6丁目4番47号。生年月日は昭和31年12月22日生まれ。氏名は本町の副町長でありました、生沼篤司氏をご提案申し上げたいと思います。

最終学歴は東京農業大学農学部、農業経済学科を昭和54年3月に卒業されまして、昭和56年1月1日に沼田町役場に奉職されております。平成14年4月から地域振興室長、地域開発課長、それから農業振興課長とそれぞれ歴任されまして、平成20年10月1日に副町長に選任されております。今後の沼田町の教育環境の整備、向上を考えますと人格、識見とも優れた人物でございますので教育委員として最適任ということでご提案申し上げます。平成23年5月18日提出、沼田町長でございます。任命についての同意を賜りたいと思いますのでよろしくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

# (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意 することに決しました。

## (退任、就任 挨拶)

○議長(杉本邦雄議長)この度退任されます松田教育長より挨拶の申し出がございます。これを許します。

#### (松田 剛氏 退任挨拶)

○議長(杉本邦雄議長)次にこの度副町長を退任され、新たに教育委員会委員に任命同意されました生沼氏と、副町長に選任同意されました神氏より挨拶の申し出がございます。これを許します、最初に生沼氏。

# (生沼篤司氏 就任挨拶) (神 憲彦氏 就任挨拶)

# (閉会宣言)

○議長(杉本邦雄議長)以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。 これにて平成23年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

15時21分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員